



人権とは

人権とは、「人が幸せに生きていくためにだれもが生まれながらに持つ自由や権利」です。「権利」というと、わがままや身勝手と混同されることがありますが、社会のルールを逸脱したわがままなどの行為は、人権の名の下に保障されるものではありません。人権の基本理念について整理してみましょう。

- **人権の普遍性・日常性** 人権は不当な差別を受けている人たちだけに関わるのではなく、私たちすべての人間に関わります。また同時に、きわめて身近なものであるという日常性も有しています。例えば、勉強や仕事をしたり、物を買ったりすることは、教育を受ける権利、勤労の権利、財産権をそれぞれ行使していることといえます。これらの人権なしには、私たちの日常生活は成り立ちません。
- **人権の平等性** 人権はすべての人間に対して同じように保障されなければなりません。
- **個人の尊重** 人権は私たち一人ひとりの個人の尊重に根ざすものでなければなりません。
- **多元社会と共生** 人権はさまざまな個性をもった個人がその人らしく生きる権利であり、一人ひとりの多様性が認められ、それに基づいた多元社会が実現し、共生していくことが必要です。
- **人権の義務的性格** 人権は権利としての性格と並んで、義務としての側面を併せもっています。私たち一人ひとりの絶えまない努力によって人権を守らなければなりません。また、自分の人権を主張するだけでなく、他者の自由や権利を認め合い相互に尊重しなければなりません。

I

世界における人権保障のあゆみ

世界人権宣言

世界人権宣言は、第2次世界大戦がもたらした悲劇や苦悩、破壊を反省し、人権の保障が世界平和の基礎であるという認識から、世界中のだれもが幸せに生活できる地球をつくりたいという決意のもと、1948年（昭和23年）12月10日に国際連合の第3回総会で採択されました。

世界人権宣言は、生命・身体安全、その他多くの基本的人権についての基準を示し、すべての人がどのような理由によっても差別を受けることなく、これらの人権を享有できるようにすべきであると宣言しています。

人権に関わる諸条約

世界人権宣言に規定された権利に法的な拘束力をもたせるために、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」および「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」の2つの国際人権規約が採択されています。この2つの国際人権規約は、最も基本的で包括的な条約として人権保障のための国際基準となっています。これらに加えて、個別の人権保障のための条約が採択され、日本は、そのうち次の15の条約を締結しています。（2022年12月31日現在）

○経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）	日本締結年月日	1976.6.21
○市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）		1979.6.21
○あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）		1995.12.15
○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）		1985.6.25
○人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約（人身売買禁止条約）		1958.5.1
○難民の地位に関する条約（難民条約）		1981.10.3
○難民の地位に関する議定書		1982.1.1
○婦人の参政権に関する条約（婦人参政権条約）		1955.7.13
○拷問および他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）		1999.6.29
○児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）		1994.4.22

○武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2004.8.2
○児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2005.1.24
○強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）	2009.7.23
○障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）	2014.1.20
○国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（国際組織犯罪防止条約人身取引議定書）	2017.7.11

国際連合の取組

国際連合は、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、人権という普遍的文化を世界中に築くための取組を進めました。また、2004年（平成16年）12月の国連総会では「人権教育のための国連10年」のフォローアップとして「人権教育のための世界計画」決議が採択され、2005年から2024年までを4つのフェーズに分け、人権教育に関する取組を推進していくこととされました。

また、2015年（平成27年）9月の「国連持続可能な開発サミット」では「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、そのなかで「SDGs(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)」が定められました。

SDGsとは…

「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、2030年を達成年限とし、貧困や飢餓の解消、全ての人の教育機会の確保やジェンダー平等の達成などの17の目標と169のターゲットから構成されています。

II

日本における人権保障のあゆみ

日本国憲法で保障されている基本的人権

基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本原理のひとつです。基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として国民に保障されています。そして、基本的人権は国民自身の不斷の努力によって守らなければなりません。また、国民はこれを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負います。（第11条、第12条）

以下、人権を具体的に考えるために憲法に定められたさまざまな権利・義務を紹介します。

(1) 個人の尊重

日本国憲法では、基本的人権の保障の前提として、すべての国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とすると定められています。（第13条）

(2) 法の下での平等

日本国憲法では、法の下でだれもが平等な扱いを受ける権利が保障されています。人種、信条、性別、社会的身分または門地の違いによって差別されないという大原則であり、すべての人権の基盤となるものです。（第14条）

(3) 自由に生きる権利（自由権）

自由権は、私たちの生活に国家などの権力が干渉しないことを求める権利であり、日本国憲法では、自由の権利が3つの観点から保障されています。

①**身体の自由** 人を奴隷のように扱ったり、強制労働をさせたりしてはいけません。また、法律に定める手続きなしに身体を拘束したり、刑罰を加えるたりすることも禁止されています。（第18条、第31条、第33条、第34条、第36条）

②**精神の自由** 思想の自由や信教の自由、学問の自由が保障されています。また、集会、結社、言論、出版の

自由なども保障されています。（第19条、第20条、第21条、第23条）

③**経済活動の自由** 財産活用や職業選択の自由、居住、移転の自由などが保障されています。（第22条、第29条）

(4) 人間らしく生きる権利（社会権）

経済上の不平等が社会の大きな問題となった結果、すべての人間に人間らしく豊かな生活を保障するという社会権が基本的人権として認められるようになりました。社会権は、国家が積極的に関与することによって実現される人権です。

①**生存権** すべての国民に、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されています。（第25条）

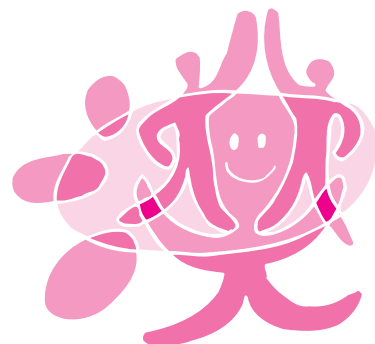
②**教育を受ける権利** すべての国民に、教育を受ける権利が保障されています。すべての国民は、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負います。（第26条）

③**勤労者の権利** すべての国民に働く権利および義務があります。また、勤労者が労働組合をつくること、労働組合が賃金などの労働条件について使用者と交渉することやその他の団体行動を行うことが保障されています。（第27条、第28条）

人権擁護施策推進法の制定 1997年(平成9年)3月25日施行、2002年(平成14年)3月25日失効

日本国憲法の下、人権に関する諸制度の整備および施策の推進が図られてきましたが、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題がなお存在し、また、社会の国際化、高齢化、情報化の進展に伴い、人権に関する新たな課題がみられるようになってきました。

1996年(平成8年)5月に地域改善対策協議会から「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申がなされ、この中で、差別意識の解消に向けた教育および啓発の推進、人権侵害による被害者の救済等の対応の充実強化が求められています。これらの状況を踏まえ、同年12月に「人権擁護施策推進法」が制定されました。この法律では、国の責務を明らかにするとともに、人権擁護推進審議会を設置し、教育啓発に関する施策および被害者の救済に関する施策の基本事項を調査審議することとされました。



人権擁護推進審議会の設置 1997年(平成9年)3月25日

- 「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 1999年(平成11年)7月29日

人権は人間の尊厳に基づく権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものとされ、国民一人ひとりに人権の意義やその重要性が知識として備わり、人権感覚が身に付き日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権教育・啓発が進められなければならないとされました。

- 「人権救済制度の在り方について」答申 2001年(平成13年)5月25日

人権侵害に対する救済を充実するためには、司法的救済を補完するとともに被害者の視点から簡易・迅速・柔軟な救済を行うため、行政による人権救済制度を整備することが必要であるとされました。

- 「人権擁護委員制度の改革について」追加答申 2001年(平成13年)12月21日

人権擁護委員制度は、1948年(昭和23年)に創設されて以来、人権啓発活動や人権相談を中心にその役割を果たしてきました。上記2つの答申においても、人権擁護委員の果たすべき役割は重要であるとの考えから、専門性を有する人権擁護委員の確保や民間人の視点に立ったより柔軟で身近な人権擁護活動、人権救済におけるアンテナ機能等活動の活性化について提案されました。

人権教育・啓発に関する法律の制定等

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 2000年(平成12年)12月6日施行

国民の人権尊重の緊要性に関する認識の高まりやさまざまな人権侵害の現状、その他の人権擁護に関する内外の情勢を考慮したうえで、人権教育および人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体および国民の責務を明らかにし、総合的かつ計画的な推進を図るよう定めています。

- 新しい人権救済制度

人権擁護推進審議会の「人権救済制度の在り方について」および「人権擁護委員制度の改革について」という二つの答申を受けて、人権擁護法案が2002年(平成14年)3月に、また、人権委員会設置法案等が2012年(平成24年)11月に国会に提出されましたが、いずれも衆議院の解散に伴って廃案となりました。

なお、本県では、早急に被害者を救済するための法整備が図られる必要があると考えており、国に対し、人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済等に関する法制度の早期確立を要望しています。



滋賀県の取組

人権教育のための国連10年滋賀県行動計画の策定

1998年(平成10年)7月策定
2002年(平成14年)3月改定

「人権教育のための国連10年」に係る施策について総合的かつ効果的な推進を図るため、1997年(平成9年)7月に知事を本部長とする「滋賀県人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1998年(平成10年)7月に、「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」を策定しました。

この計画は2004年(平成16年)に計画期間を終了し、「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」に引き継がれました。

滋賀県人権尊重の社会づくり条例の制定

人権施策の総合的な推進について、広く意見を求めるため1999年(平成11年)7月に「滋賀県人権施策推進懇話会」を設置しました。そして、2000年(平成12年)9月に懇話会から、人権施策を推進するうえでの基本理念、基本方向、推進体系について提言を受けました。この提言を踏まえて、人権施策を総合的に推進するための基本となる「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を2001年(平成13年)4月に施行しました。また、知事を本部長とする「滋賀県人権施策推進本部」を設置し、庁内の推進体制の整備も図りました。

滋賀県人権尊重の社会づくり条例

この条例の基本的な考え方は、すべての人の人権が尊重される豊かな社会をめざして、県・県民・事業者それぞれが主体的に取り組んでいこうとするものです。条例の前文では、条例がめざす人権が尊重される社会についての考え方として、「私たち一人ひとは、様々な個性をもったかけがえのない存在であり、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして一人ひとりの多様性が認められ、それぞれのもつあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。同時に、私たちはこのような自由と権利を行使するに際しては、他者の自由や権利を認め合い、相互に尊重しなければならないという義務を負っている。」とうたっています。

滋賀県人権施策基本方針の策定

「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」は、知事が、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針(人権施策基本方針)を定めることを規定しています。県では、2001年(平成13年)7月に設置した「滋賀県人権施策推進審議会」に意見を聴き、その答申を受けて、2003年(平成15年)3月に「滋賀県人権施策基本方針」を策定しました。

滋賀県人権施策基本方針

県が各種の政策を決定し、それを具体的に実施していくすべての段階において準拠すべき基本的な考え方を示したものです。基本方針では、さまざまな人権問題に対処する際の共通の視点として、①人権の普遍性・日常性 ②人権の平等性 ③個人の尊重 ④多元社会と共生 ⑤人権の義務的性格の5つの人権の基本理念を明らかにしています。

そして、これらの理念に基づき県が推進すべき基本施策として、人権意識の高揚のための教育・啓発の推進、人権侵害に対する救済のための相談・支援の充実を掲げています。また、それぞれの人権問題に対処するための分野別施策の方向性を示しています。

滋賀県人権施策推進計画の策定

2004年(平成16年)3月には、県が推進すべき基本施策の一つである人権意識高揚のための教育・啓発について「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」を策定しました。この計画の期間終了に伴い、2011年(平成23年)3月には、人権教育・啓発だけでなく、「滋賀県人権施策基本方針」に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図るため「滋賀県人権施策推進計画」を策定し、2016年(平成28年)3月に改定しました。